

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和5年2月17日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

### 第1 準拠基準

盛岡市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 第3 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、令和3年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、令和3年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

盛岡広域森林組合（盛岡市緊急除伐支援事業補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項で規定するものうち、次の2団体とした。

(1) 公益財団法人岩手育英会

(2) たまやま振興株式会社

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき令和3年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（2施設）とした。

(1) 公益財団法人盛岡市文化振興事業団（原敬記念館）

(2) 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会（盛岡市観光文化交流センター）

#### 第4 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

##### 1 財政援助団体

補助対象事業に係る出納その他の事務の執行に関する事。

##### 2 出資団体

事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関する事。

##### 3 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関する事。

#### 第5 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を重点項目とした。

##### 1 財政援助団体

- (1) 交付決定手続に関する事。
- (2) 事務事業の執行に関する事。
- (3) 補助等に係る実績及び成果に関する事。

##### 2 出資団体

- (1) 出資の目的に関する事。
- (2) 事業経営に関する事。

##### 3 公の施設の指定管理者

- (1) 条例等に関する事。
- (2) 協定に関する事。
- (3) 管理費用に関する事。

#### 第6 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書と、監査実施日に提出された財政援助団体等の会計処理に係る諸帳簿、証書類その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、財政援助団体等の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等を聴取して適否の確認を行った。

#### 第7 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和4年11月4日から令和5年2月17日まで

監査対象機関	実地監査期日及び場所
【財政援助団体】 盛岡広域森林組合	令和4年12月2日 玉山総合事務所3階 301会議室
【出資団体】	
公益財団法人岩手育英会	令和4年12月5日 都南分庁舎2階 特別会議室
たまやま振興株式会社	令和4年12月6日 ユートランド姫神 研修室
【公の施設の指定管理者】	
公益財団法人盛岡市文化振興事業団	令和4年12月1日 盛岡市民文化ホール 第2会議室
公益財団法人盛岡観光コンベンション協会	令和4年12月7日 プラザおでって 特別会議室

## 第8 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

事務の執行はおおむね良好と認められたが、財政援助団体等の一部には、別紙に掲げる是正又は改善を要する事例が見受けられたので、適切に措置されたい。

## 盛岡広域森林組合

### 1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市渋民字泉田 360

盛岡広域森林組合

代表理事組合長 鷹木 嘉孝

### 2 財政援助の目的

森林の公益的機能の維持及び林業の振興を図るため、森林所有者等が除伐を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

### 3 補助金額等

盛岡市緊急除伐支援事業補助金

補 助 金 額	交付決定年月日	交 付 年 月 日	交 付 金 額
2,185,971円	令和4年1月14日	令和4年5月13日	2,185,971円

### 4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

## 公益財団法人岩手育英会

### 1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市津志田14-37-2

公益財団法人岩手育英会

代表理事 多田 英史

### 2 出資の目的

当該法人は、岩手県に本籍を置く大学生・短大生で、学費に乏しい者へ修学に要する費用の支援を行うことにより、その学業を成就させることを目的として設立された法人であり、公益上の必要性から出資したものである。

### 3 出資金額等

公益財団法人 岩手育英会出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
大正14年9月10日	(平成4年7月31日)	68,000,000円 (48,000,000円)	68.8%
	(平成5年6月18日)	(10,000,000円)	
	(平成6年4月15日)	(10,000,000円)	

### 4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 【指摘事項】

- 奨学金の返還に当たり、延滞利息の適用対象や奨学生への告知等の事務処理が整理されていないことから、延滞利息の取扱について整理し明確化するよう求める。

## たまやま振興株式会社

### 1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市下田字生出 893番地11

たまやま振興株式会社

代表取締役社長 熊谷 俊彦

### 2 出資の目的

農村資源を活用した都市との交流を推進し、地域活性化を図るとともに市民の保健及び保養と交流の場を提供する盛岡市総合交流ターミナル（ユートランド姫神）の管理運営を行うことを目的として設立された法人であり、公益上の必要性から出資したものである。

### 3 出資金額等

たまやま振興 株式会社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成9年9月5日	平成9年9月5日	47,500,000円	86.4%

### 4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

## 公益財団法人盛岡市文化振興事業団

### 1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号  
公益財団法人盛岡市文化振興事業団  
理事長 三浦 宏

### 2 管理を行う公の施設

原敬記念館

### 3 指定管理者による管理の目的

当該施設は、原敬の生家の保存及び原敬に関する資料の収集、保存、展示等を行い、市民の教育及び文化の向上に資することを目的として設置している。公益財団法人盛岡市文化振興事業団を指定管理者とすることにより、その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

### 4 指定管理料等

原敬記念館指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
23,904,609円	令和3年4月15日	6,119,853円
	令和3年7月13日	5,747,000円
	令和3年10月13日	6,063,000円
	令和4年1月14日	5,722,000円
	令和4年3月31日	252,756円

### 5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

## 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会

### 1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市中ノ橋通 1 - 1 - 10

公益財団法人盛岡観光コンベンション協会

理事長 谷村 邦久

### 2 管理を行う公の施設

盛岡市観光文化交流センター

### 3 指定管理者による管理の目的

当該施設は、観光・芸術文化等の振興及び地域の活性化を図るとともに、市民の交流の場を提供することを目的として設置している。公益財団法人盛岡観光コンベンション協会を指定管理者とすることにより、その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

### 4 指定管理料等

盛岡市観光文化交流センター

指定管理料	支出年月日	支出金額
96,120,770円	令和3年4月23日	23,208,000円
	令和3年7月16日	21,527,000円
	令和3年10月15日	23,958,000円
	令和4年1月14日	22,559,445円
	令和4年5月20日	4,868,325円

### 5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。